

4月1日時点



新型コロナウイルス感染症に伴う

個人向け主な支援

支援内容について詳しくは、事前に問い合わせてください。

対象者	支援の名称	内 容	申 請 期 限	連 絡 先	
給付・補助など	家賃の支払いが困難	住居確保給付金 離職や廃業（同程度の状況も含む）により、住居を失った人又は住居を失う恐れが高く、収入などが一定水準以下の生活に困窮した人へ家賃相当額（上限あり）を有期で給付し、住居と就労の確保に向けた支援を行います。	なし	市保護課 ☎838・0347	
	感染（疑いを含む）で働くことができなかった	国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の傷病手当金 仕事を休むことによって受け取ることができない給与などの平均額の3分の2相当額を支給します。	令和3年3月31日までに労務不能であった日ごとにその翌日から2年間	市国民健康保険担当 ☎813・1182 市後期高齢者医療担当 ☎813・1190	
	保育所に通う子どもがいる世帯	保育所などの給食費の返還 市独自!!	市の要請に基づき、子どもを自宅で保育した場合に給食費を返還します。（3～5歳）	令和3年3月31日	市保育課 ☎812・2552
		保育所などの保育料の返還	市の要請に基づき、子どもを自宅で保育した場合に保育料を返還します。（0～2歳）	令和3年3月31日	
	事業主の指示で休業したが、休業手当の支払いを受けられなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 新型コロナウイルス感染症の影響で休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当を受けられなかった人に対して、本人の申請により支援金・給付金が支給されます。 休業前の1日当たり平均賃金の80%（上限日額11,000円）×休業日数	休業した期間が ①令和2年4月～9月 申請期限：令和3年5月31日 ②令和2年10月～12月 申請期限：令和3年5月31日 ③令和3年1月～4月 申請期限：令和3年7月31日	厚生労働省 休業支援金・給付金コールセンター ☎0120・221・276	
	感染した、濃厚接触者となった	感染者等感染拡大防止協力支援金 市独自!!	感染者又は濃厚接触者となり、入院や自宅待機などを行った市民に対して支援金を支給し、負担の軽減により健康管理などを支援します。 ・感染者：一人当たり3万円 ・濃厚接触者：世帯当たり1万円	対象者には市から個別に連絡します。	市新型コロナウイルス感染症対策室 ☎800・5771
小中学校、保育所、幼稚園などが2週間の学級休業等となった	児童・生徒等感染拡大防止協力支援金 市独自!!	小中学校、幼稚園、保育所等において、市新型コロナウイルス対策に関する対応方針に基づき、2週間の学級休業等を行った場合、対象となる児童・生徒等の世帯に支援金を支給します。 ※感染者等感染拡大防止協力支援金との併給はありません。	対象者には市から個別に連絡します。	市新型コロナウイルス感染症対策室 ☎800・5771	
貸付	休業や失業による収入の減少で生活が維持できない	特例貸付緊急小口資金 貸付上限…20万円以内 償還期間…2年以内 ※審査は大阪府社会福祉協議会	令和3年6月30日まで	市社会福祉協議会生活支援課 ☎812・2040	
		特例貸付総合支援資金 単身世帯…15万円以内・複数世帯…20万円以内 償還期間…10年以内 ※①貸付期間は原則3か月以内②審査は大阪府社会福祉協議会			

	対象者	支援の名称	内 容	申請期限	連絡先
支援	濃厚接触者となり自宅待機となった	濃厚接触者等健康観察支援	自宅で健康観察（PCR検査の結果待ちを含む）をする人に配食・買い物支援サービスを提供します。	—	市新型コロナウイルス感染症対策室 ☎829・1210
	解雇や雇い止めなどで、住宅の退去を余儀なくされた	離職者等退去者への府営住宅の提供	入居期間…6か月以内（延長可） 月額使用料…4,000円	なし	府住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課 ☎06・6210・9749
	妊婦の人	新型コロナウイルス感染症の検査	出産予定日がおむおね2週間以内の妊婦の人、発熱などの感染を疑う症状がない人を対象にPCR検査を実施します。 ※妊婦健診を受けているかかりつけ産科医療機関に相談してください。	令和4年3月31日	市子育て支援課 ☎838・0374
支払いの猶予・減免など	上下水道料金の納付が困難な人	上下水道料金の納付猶予	収入が減少している場合などに納付猶予が認められることがあります。	なし	市経営総務課 ☎824・1177
	市税の納税が困難な人	納税の猶予	収入が減少している場合など、一定の基準を満たした人は、納税の猶予が認められることがあります。	納期限まで	市徴収・納付担当 ☎813・1136
	国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 国民年金保険料の納付が困難な人	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予	収入が減少している場合など、一定の基準を満たした人は、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免などが認められることがあります。	納期限又は令和4年3月31日まで（支援により異なります）	市徴収・納付担当 ☎813・1189
		介護保険料の減免、徴収猶予	収入が減少している場合など、一定の基準を満たした人は、介護保険料の減免などが認められることがあります。	納期限又は令和4年3月31日まで（支援により異なります）	市高齢介護室 ☎838・0518
		国民年金保険料の特例免除	収入が減少している場合など、一定の基準を満たした人は、国民年金保険料の特例免除が認められることがあります。	納付期限から2年	市戸籍・住基担当 ☎825・2215
	国税(所得税など)の納付が困難な人	納税の猶予	国税を一時に納付することにより、生活の維持が困難な場合に猶予が認められることがあります。	納期限まで	国税局猶予相談センター ☎0120・527・363
	電気・ガス料金の支払いが困難な人	支払い期限の延長など	緊急小口資金又は総合支援資金の貸し付けを受けた人（受けようとする人を含む）は、支払い期限の延長が認められることがあります。	契約している電気・ガス会社に問い合わせてください。	契約している電気・ガス会社
	奨学金の返還が困難な人	奨学金の減額返還・返還期限猶予	奨学金の返還が困難となった場合に猶予が認められることがあります。	右の連絡先に問い合わせてください。	日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570・666・301
NHK受信料の支払いが困難な人	支払い期限の延長など	生活や事業運営に影響を受けた場合に猶予が認められることがあります。	NHKの相談窓口 ☎06・6937・9000		

受診したいが、かかりつけの病院又は診療所がない
市医療機関案内センター☎829・8462

陽性者との接触があった
市新型コロナウイルス受診相談センター☎829・8455

どこに問い合わせたらいいかわからない
総合案内ダイヤル☎824・1155